



広瀬川 川守り通信

2025年 1月号

特定非営利活動法人広瀬川の清流を守る会

〒982-0011 仙台市太白区長町1丁目7-37-5

Tel 022-247-6522 fax 022-290-3205

<http://www.hirosegawa.com>

info@hirosegawa.com

新年を迎えました。本年も宜しくお願い申し上げます。
各位には昨年も河川清掃並びに環境活動に会社とご家族
で参加頂きました。役員一同心から感謝申し上げます。
昨年「仙台市制定清流を守る条例」50周年を迎えました。
下記の「条例50周年を語る」にぜひご参加下さい。
1974年本条例の環境保全に記載された趣旨に賛同し
1999年本会設立。翌年に市仙台開府400年記念事業
として次代に繋ぐ広瀬川の清流と魅力づくりを目的に広
瀬川創生プランがスタート。準備委員会から代表として関
わりました。条例を遵守し「治水・利水・環境」のバラ
ンスの取れた協働による実現が目的です。仙台市の象徴とな
る自然・歴史・文化を繋ぐ川づくりを（政宗様も好んだ）
アユが生息する環境保全に活動してまいります。（日下記）

焼き芋を食べながらご苦労様でした



12/14（土）広瀬川河川清掃（郡山堀～広瀬橋）

<報告>

12/14 河川清掃 郡山堀 ～ 広瀬橋下流（JR鉄橋）参加者40名（お子さんも一緒）

<予定>

1/14（土）10:00集合 広瀬川初歩き（広瀬橋姫明神前） 駐車可（河川敷）

愛宕堰～獅子落坂～大橋（疲れたら変更します）⇒

河川清掃（1月・2月）お休みです。

広瀬川フォーラム（清流保全条例制定50周年 これからどうする広瀬川（事前申し込み）

開催日 1月19日（日）午後1時半から午後5時

仙台市サポートセンター／青葉区一番町4丁目1-3

本会の趣旨

川づくり⇒SDとSDGs（学びと持続可能な環境保全維持）

活動趣旨（特活法人設立2001年4月）

1974年仙台市制定「広瀬川の清流を守る条例」下記の第1条記載に基づく市民協働活動を行なっています。

広瀬川の自然・歴史・文化を育み、市長・事業者・市民の責務（協働）によって国県市が連携して治水・利水・環境
のバランスのとれた「水循環」を保持し、日本特有の清流の象徴「アユ」が泳ぐ川づくりを目指します。

皆様方のご意見をお待ちしております。（メール等で）

個人・法人会員募集（個人年会費5000円・法人年会費10,000円）